

# ゴールデンウィークにかかる診療体制について

今年のゴールデンウィークは、新天皇の即位の日である5月1日が祝日扱いとなり併せて、

祝日法の規定により4月30日と5月2日が休日となるため10連休となりますが、

当院では、治療継続の必要性や地域医療の確保という観点から **4月30日については平常**

**どおり診療** することといたしましたのでお知らせいたします。

また、**救急についても休日・時間外を問わず24時間の救急対応** をしています。

病院長

## 2019年ゴールデンウィークの診療体制

4月27日(土)	4月28日(日)	4月29日(月)	4月30日(火)	5月1日(水)
通常診療	休診日	休診日	通常診療	休診日
5月2日(木)	5月3日(金)	5月4日(土)	5月5日(日)	5月6日(月)
休診日	救急当番 午前9時より翌日 午前9時まで	休診日	休診日	休診日

